

生駒市条例第13号

生駒市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年5月26日

生駒市長 山下 真

生駒市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

生駒市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年7月生駒市条例第39号）の一部を次のように改正する。

|     |       |       |       |   |       |       |       |   |
|-----|-------|-------|-------|---|-------|-------|-------|---|
| 別表中 | 2 6 6 | 3 6 1 | 4 6 1 | を | 2 6 8 | 3 6 3 | 4 6 3 | に |
|     | 2 5 1 | 3 3 6 | 4 2 6 |   | 2 5 3 | 3 3 8 | 4 2 8 |   |
|     | 2 3 1 | 3 0 6 | 3 8 6 |   | 2 3 3 | 3 0 8 | 3 8 8 |   |

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成18年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成18年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の生駒市非常勤消

防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定による退職報償金は、新条例の規定による退職報償金の内払とみなす。